

定 款

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、総合商研株式会社と称し、英文では、SOGOU SHOUKEN CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 販売促進に関する企画・設計・施工及びこれらに関する各種商品製品の開発・製作並びに販売
- (2) 販売促進のための商品分析及び市場調査並びにコンサルティング業務
- (3) 広告・印刷物の企画制作及び印刷販売
- (4) インターネットを利用した各種情報提供サービス及び広告宣伝並びに通信販売業
- (5) 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業務
- (6) 情報処理機器の販売・施工及び保守
- (7) 経営に関するコンサルティング業務
- (8) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (9) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (10) 広告代理業
- (11) 各種機械機器及び車輌の賃貸業
- (12) 出版業
- (13) 不動産の売買及び斡旋・仲介業・賃貸業
- (14) コピー・青焼のサービス業
- (15) 写真撮影全般・フィルムの現像・焼き付け・引き延し業
- (16) 文具及び紙類の販売
- (17) 印刷の製作・販売
- (18) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画、デザイン、制作、販売、運営、保守及び管理
- (19) 酒類、清涼飲料水、食料品、金券の販売及び輸出入並びにその代理及び仲介
- (20) 古物営業法に基づく古物の売買、仲介、受託販売
- (21) 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
- (22) 通信機器、電気機器及びこれらの関連・周辺機器、ソフトウェア、システムの開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
- (23) 電気通信を利用したメディア、コンテンツ、コンサルティングその他商取引に関する事業
- (24) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

3 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。

4 補欠監査等委員の選任決議の定足数は、前条第3項の規定を準用する。

5 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

6 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役があつたものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決

議によって定める。

第5章 監査等委員及び監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第44回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に關し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(施行期日)

第2条 本定款は、令和7年10月29日から施行する。

(改正履歴)

平成 9年10月31日改正
平成11年10月29日改正
平成12年 7月10日改正
平成12年10月24日改正
平成13年 4月 6日改正
平成13年10月25日改正
平成14年10月28日改正
平成15年10月28日改正
平成16年10月28日改正
平成18年10月26日改正
平成19年10月25日改正
平成20年10月28日改正
平成21年10月27日改正
平成22年10月28日改正
平成27年10月27日改正
平成29年11月 1日改正
令和 元年 5月15日改正
令和 4年10月26日改正
令和 7年10月29日改正